

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護
短期利用共同生活介護

重 要 事 項 説 明 書

グループホーム なごやか

令和7年（2025年）5月

認知症対応型共同生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第2872600404号)

認知症対応型共同生活介護サービスを提供するに先立ち、以下のとおり重要事項を説明いたします。

1 事業者主体概要

事業主体名	社会福祉法人真秀会
法人種別	社会福祉法人
代表者	理事長 澤中 章博
所在地	〒675-2105 兵庫県加西市下宮木町576番地
設立年月日	平成16年 4月 1日
法人の理念	福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるように援助することを目的として行う。

2 ホーム概要

ホーム名	グループホームなごやか
ホームの目的	認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援し、スタッフと共に共同生活をできる場をつくり、明るく楽しく安心して生活ができるように援助していくことを目的とする。
ホームの運営方針	1 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供し、現状の機能維持・向上を図りつつ、QOLの向上に努める。 3 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。 4 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。・
ホームの責任者	施設長 澤中 幸子
開設年月日	平成16年 4月 1日
保険事業者 指定番号	平成16年 4月 1日 兵庫県指定第2872600404号

所在地	兵庫県加西市下宮木町576番地	
交通の便	北条鉄道北条駅より車で10分程度 北条鉄道法華口駅より神姫バス下宮木バス停下車徒歩6分程度	
連絡先	電話	0790-49-0080
	FAX	0790-49-0528
敷地	1067.92㎡	
建物概要	構造	鉄骨造4階建て
	延床面積	1626.34㎡
	住居数	27室
	定員数	27人＝3ユニット (1ユニットあたり9名 内、短期利用は1名を上限)
居室の概要	冷暖房完備 洋室11.92㎡ トイレ付	
共用施設の概要	台所・食堂・便所(2F、3F、4F、各洋式1)・風呂・洗濯室・居間	

3 職員体制

施設長	1人
管理者	1人
直接処遇職員	15人以上
その他の職員	2人 (事務員)

4 勤務体制

昼間の体制	常勤・非常勤	早出	7:30～16:30
		日勤	9:00～18:00
		遅出	10:00～19:00
夜間の体制	常勤	夜勤	16:15～翌9:45
	非常勤	夜勤	16:30～翌9:30

5 サービス内容及び利用料金等

保険給付サービス	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助・機能回復訓練・健康管理・相談援助等は、要介護度に応じて包括的に提供され、介護保険負担割合証による負担割合分が自己負担となります。
医療連携体制加算 (Ⅰ)イ	常勤看護師の1名以上の配置、24時間連絡体制、重度化した場合の対応指針を定め、入居の際に利用者又は家族にその内容を説明し、同意を得ていることの評価
医療連携体制加算 (Ⅱ)	医療連携体制加算(Ⅰ)イ～ハのいずれかを算定しており、算定月の前3月間に重症度の高い所定の要件を満たす利用者1名以上に対応していることへの評価
サービス提供体制強化加算Ⅲ	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合が50%以上
協力医療機関連携加算	特定の医療機関と相談・診療体制を常時確保している事への評価

生産性向上 推進体制加算(Ⅱ)	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会にて定期的な検討を行い、かつ介護機器を活用し、厚労省へ報告している事への評価。
初期加算	入所日より30日間加算いたします。30日を超える病院・診療所への入院後に利用を再開した場合も算定します。
若年性認知症受入加算	若年性認知症患者ごとに個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。
看取り介護加算	入居者の看取りに際して、個別の計画に基づき、医師、看護師、介護職員等が共同して看取り介護を行った場合、所定の単位を死亡日以前45日を限度とし、死亡月に加算します。
認知症専門ケア 加算(Ⅱ) ※認知度Ⅲ以上の方が 算定対象となります	認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立3以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置。職員間での認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的実施。 条件1:利用者の総数のうち、日常生活に支障をきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者(日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・M)の占める割合が1/2以上であること。 条件2:「認知症介護指導者研修」及び「認知症看護に係る適切な研修」を受講済みの職員を、1名以上配置すること。 条件3:介護職員と看護職員に対して、認知症ケアに関連した会議、研修計画を作成し、研修を実施すること。
栄養管理体制加算	管理栄養士が、1ヶ月毎に日常的な栄養ケアに係る介護職員等への技術的助言や指導を行うことへの評価。
口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアの技術的助言。指導を月1回以上行い、入居者の口腔ケア・マネジメントに係る計画書を作成することへの評価。
口腔・栄養 スクリーニング加算	従業者が利用中6ヶ月毎に利用者の栄養状態と口腔の健康状態について確認を行い、当該情報を計画作成担当者と文書で共有する事への評価。
科学的介護推進体制加算	入所者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すことへの評価。
入退院支援の取組	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について退院後の入居受入体制を整えている場合には、1月に6日を限度として加算します。
介護職員 処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員その他職員の賃金改善について 介護福祉士で経験及び技能を有する職員の賃金改善のための加算。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅰ)	感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関(協定締結医療機関)との連携体制を構築し年に1度、研修をしている評価。
高齢者施設等 感染対策向上加算(Ⅱ)	医療機関(協定締結医療機関)から、少なくとも3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に、月1回算定する。 ※実地指導後からの算定開始となります。
保険対象外サービス	別紙料金表に従い利用に応じ自己負担となります。

居室の提供	料金については、入退居された日からの日割りでご請求します。 (料金の詳細は、別紙参照) 短期利用の場合居室の提供は、基本的な光熱費を含み、1日単位で御負担頂きます。(ご利用者が入院され、その間居室を確保しておく場合は継続してお支払い頂きますが、他のご利用者が短期利用をされる期間は、お支払いは不要です。)
食 事 の 提 供	別紙 参照
支 払 方 法	お支払いは、月締めの月単位で翌月の10日までに請求致します。請求月の20日までにお支払いください。 自動引落とし：取扱機関は「リコーリース」となります 振込：兵庫県信用組合、郵貯銀行 (お振込手数料はご負担いただきますようお願いいたします)

6 苦情の受付について(契約書参照)

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口	苦情受付担当者・・・管理者：橋本 宏太 苦情解決責任者・・・施設統括：澤中 秀敏 〔連絡先〕 加西市下宮木町576番地 TEL 0790-49-0080 / FAX 0790-49-0528 〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日 9:00～18:00
--------	--

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村介護保険担当課及び下記へお問い合わせ下さい。

国民健康保険 団体連合会	〔連絡先〕 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 TEL 078-332-5617 / FAX 078-332-5650 〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:15 (ただし年末年始、祝日を除く)
市・区役所 加西市 福祉部 長寿介護課	〔連絡先〕 加西市役所(加西市北条町横尾1000番地) TEL 0790-42-8788 / FAX 0790-42-8955 〔受付時間〕 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15 (ただし年末年始、祝日を除く)

7 協力医療機関

名 称	みのりクリニック
所 在 地	加西市中野町 1494-97
電 話 番 号	0790-49-8470
診 察 科	外科、内科、リハビリテーション科、放射線科
嘱 託 医	院長 鍵岡 朗
名 称	加西市立加西病院
所 在 地	加西市北条町横尾 1-13
電 話 番 号	0790-42-2200
診 察 科	内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、小児科、泌尿器科、眼科、精神科、皮膚科、放射線科、麻酔科、病理科
嘱 託 医	院長

名 称	小野寺歯科クリニック
所 在 地	加西市北条町古坂 7-102-1.103.104
電 話 番 号	0790-43-1182
診 察 科	歯科、矯正歯科、小児歯科、歯科口腔外科
嘱 託 医	小野寺 建文
名 称	まりん歯科
所 在 地	加東市下滝野5丁目23
電 話 番 号	0795-48-0223
診 察 科	歯科
嘱 託 医	川杉 健太郎

8 非常災害対策

非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成するものとする。
非常災害に備え、少なくとも1年に2回以上避難、救出その他の必要な訓練を行うものとする。

9 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変が生じた場合は、速やかに協力病院に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

10 事故発生時の対応

利用者に対する共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、市町村、当該利用者に関する居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
利用者に対する共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

11 医療連携体制加算における「重度化した場合における対応にかかわる指針」

医療連携体制加算について、現在、当施設では正看護師と24時間連絡体制をとっており、入居者の健康に異変があった場合、夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡をとって緊急対応を行ない、医療的処置が必要な場合は協力医療機関に連絡し、診察・処置をする体制をとっています。

◎当施設における看取りの介護の考え方

看取りということは、本人はもちろん、残された家族にとっては深く心に刻まれ、その後の行き方にまで影響を与える大切なライフイベントでもあります。利用者の方が身体的・精神的苦痛、苦悩を出来るだけ緩和し、残された人生をその方なりに充実して納得した生き方が出来るように援助していくと同時に、利用者の尊厳に十分配慮し、終末期における家族へのケアも重要であると考えます。

◎看取り介護の視点

看取りの介護を行なうにあたり、本人または家族に対し生前意思(リビングウィル)の確認を行い、残された人生をどう過ごしたいか等の思いを尊重し、親しい人に見守られ自然死を迎えられるよう援助します。施設は利用者、または家族に対し以下の確認を行います。

- ①施設における医療体制の理解(常勤医師の配置が無いが、医師とは協力医療機関とも連携し、必要時は24時間連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応すること、夜間・休祭日は看護師が不在で、看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制であること)
- ②病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師との連絡をとり判断すること。夜間・休祭日においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制にもとづき看護師と連絡をとって緊急対応を行なうこと。
- ③家族との24時間の連絡体制を確保していること
- ④看取りの介護に対する家族の同意を得ること

◎看取りの介護の実施

①看取り介護の開始時期

看取り介護の開始については、医師により一般に認められている医学的知見から判断して回復の見込みがないと判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が薄いと判断した対象者につき、医師より利用者または家族にその判断内容を懇切丁寧に説明し、看取り介護に関する計画を作成し終末期を施設で介護を受けて過ごすことに同意を得て実施されるものです。

②看取り介護の実施

- I、家族が施設内で看取り介護を行なうことを希望した場合は、計画作成担当のスタッフは医師、看護職員、介護職員と協働して看取り介護の計画を作成します。なおこの計画は医師からの利用者又は家族への説明に際し事前に作成しておき、その際に同意を得ることとします。
- II、定期的にカンファレンスを行い適宜計画内容の見直し、変更するものとします。また、定期的に勉強会を行い、スタッフの看取りの介護についての理解を深めるよう努めます。

◎協力医療機関との連絡体制

当施設ではみのりクリニック、市立加西病院、小野寺デンタルクリニック、まりん歯科との連携により、365日24時間の連絡体制を確保して必要に応じ健康上の管理等に対応することが出来る体制をとっています。

◎責任者

夜間緊急対応および看取り介護については、看護師1名を定めて、これを責任者としします。

12 身体拘束の防止

- ① 法人は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

13 虐待の防止

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

また、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針の整備をおこないます。
- ③ 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を定めます。

14 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する地域密着型認知症対応型共同生活介護事業(短期利用型を含む)、介護予防認知症対応型共同生活介護事業(短期利用型を含む)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

15 個人情報の利用目的

当施設では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【施設内での利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業所等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答

- －利用者の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- －検体検査業務の委託その他の業務委託
- －家族等への心身の状況説明
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

「他の事業者等への情報提供に係る利用目的」

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

16 利用料金について

【別紙】料金表をご確認ください

グループホームなごやか

説明者職氏名 施設統括・看護師 : 澤中 秀敏

氏名： 続柄（ ）